

第14章

ケアすること／ケアされること

中谷 奈津子・山根 真理

はじめに

本章では、「ケア」にかかわるテーマをあつかう。人が人を世話する経験は、無償労働である家事のテーマとしても、近代化のなかでジェンダー化された「母性」のテーマとしても、ジェンダーにかかわる社会運動と研究の、主要テーマの一つである。

本章では、人生のなかで人が人を「ケア」する、あるいは人によって「ケア」される度合いが強い二つの時期として、幼少期の子どもが育ち、育てられる時期と、高齢期の時期、二つの時期に焦点をあてて「ケア」する／される体験について考える。1～8は「育児」のテーマ、9以降は高齢期のケアにかかわるテーマをあつかう。^{*1}

1. 「孤立育児」の行く末：親子心中

戦後から1980年代までの心中を整理した高橋によれば、親子心中の約7割が母子心中であり、父子心中は1割にも満たなかったという。母子心中の総数自体は1970年代後半から減少傾向が指摘されているが、「夫婦・家庭不和」「出産・育児ノイローゼ」を動機とする母子心中はむしろそのウェートを増大させた。それらを動機として心中した母親

の多くには配偶者がおり、なおかつ専業主婦であったという。つまり、この時期の母子心中の多くは、家庭内の人間関係から派生した問題であったといえる。高度経済成長期以降、近代家族が定着し、家庭を犠牲にして仕事のために生きることが男の美徳とされてきた。核家族化した中での育児は、「父親不在」が前提とされ、母親に重い負担としてのしかかり、社会的には私的な行為として位置づけられるようにもなった。父親に育児の理解・協力を求めても、なかなか叶わなかったことが夫婦関係に亀裂を生じさせたとも考えられる。性別役割分業体制を前提とした生活の中で、母親一人で行うべきとされた育児が、母親の社会的孤立を強め、母親だけでなく幼い子どもの命までを犠牲にすることにつながったといえる。

2. 育児不安研究の成果

さらに1970年代後半から、母親の育児ストレス、育児不安の問題も指摘されるようになった。育児問題を「疲労」という観点から捉え直した佐々木は、育児労働と産業労働との比較を通して、母親による24時間体制の育児がいかに重労働であるかを可視化させた。また牧野は、産業疲労を測る「蓄積的疲労徴候調査」を参考に育児不安尺度

を開発し、母親の育児不安とその要因を検討している。牧野以降現在まで、多くの育児不安に関する研究がおこなわれてきたが、共通の知見として、「父親と共に育児をしているという実感」を母親が得ること、母親の日常生活を支えるネットワークが家族外にあること、母親が家庭外で活動する機会をもち社会と接点をもつこと、母親が家族役割を離れ、子どもとの一定の距離を置いて「自分」の時間、「自分」を表現する機会をもつことなどが、育児不安の軽減につながると指摘されている。

これら育児不安研究の蓄積からいえることは、これまで近代家族モデルとして当然視されてきた「家族内で、母一人で育児に専念する」という母親役割への期待は、極めて危険であり、もはや限界にきているということである。育児は多様な人間関係の上に成り立つこと、母親が育児以外の社会的活動を行うことは決してネガティブなものではなく、むしろポジティブな状態であることを再認識し、育児を支える新たな社会的基盤を整えていく必要があるといえる。

3. 子どもの発達と母親の就労

さらに子どもの発達の観点からも、孤立した育児を危惧する結果が示されている。これまで、母親の就労と子どもの発達との間には相関は認められないということが指摘されてきた。しかし、2006に発刊されたいわゆる「兵庫レポート」によれば、3歳児健診における子どもの身体発達と、母親の就労との間に関連がみられている。図1から、パートタイム就労の母親の子どもに発達の良好群が多く、専業主婦の子どもに発

達不良群が多くなっている。

原田も指摘しているように、これは保育所での子ども同士のかかわりが影響しているものと考えられる。地域社会の中で、子どもが様々な人々に見守られ、育ち合った時代とは異なり、現代社会では、日中、母と子だけで過ごすことが多い。公園などで同年代の子どもと触れ合い、遊ぶ機会があったとしても、子ども同士のやりとりが保障されているとは言い難い。トラブルを回避するために、母親たちが過剰に干渉し、子ども同士の葛藤ややりとりを経験させないようにする家庭も多いのではないだろうか。このことは、母親の就労の有無そのものが子どもの発達に影響を及ぼしているのではなく、現代社会の中で専業主婦が子どもに与え得る環境が、人的にも物的にも、非常に乏しいものになりがちであることを意味している。「3歳までは母の手で」といった3歳児神話に基づく育児は、決して子どもにとって良い結果をもたらすとはいえないことが、ここからも読み取れよう。

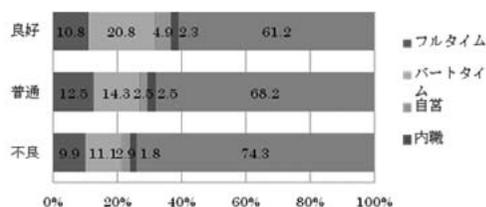


図1 子どもの身体発達と母親の就労（3歳児健診）
出典：原田正文 2006『子育ての変貌と次世代育成支援』名古屋大学出版会 p. 88

4. 子育ての社会化：育児サークル

1990年代に入ると、子育て中の親たちが子どもを連れて集まり、子ども同士遊ばせながら、学習や情報交換をしたり、運動会

やクリスマスなどの行事を共同でしたりする子育てサークルが各地に数多く生まれるようになった。その背景には、育児の不安や孤立感を解消させようと、共感し合える仲間を求める母親たちの動きがあった。

子育てサークルに関する全国調査では、子育てサークルにおける自分自身の変化として、他の子どもも積極的に関われるようになった、子どものことがよく理解できるようになった、メンバーの気持ちを受け止められるようになったなどと回答する割合が高く、自分たち親子だけでない、地域の新しい人間関係の中で、人の気持ちや受容の仕方、人との付き合い方を学びながら生きる親子の姿がうかがえる。

また子どもの変化として、他の子どもとうまく遊べるようになった、他の子どもに積極的に声かけできるようになったなど、他の子どもとのかかわりについて評価する割合が高かった。また、子ども自身の興味・関心が広がった、集団の中で自信をもって行動できるようになったなど、子どもの成長を認め、子育てサークルを肯定的に評価している親も多いこともわかっている。家庭内に留まらない他者との関係があること

で、たとえ幼い子どもであっても、いろいろな社会経験ができ、成長する姿がある。その成長ぶりを親自身が実感し、互いに確認し合えるところも、子育てサークルの効果であるといえるだろう。

さらにこの全国調査では、いざというときに子どもを預かってくれるところを尋ねている。祖父母66%、次いで友人・知人35%、一時預かり保育所12.9%という内訳であった。2008年に1歳6カ月健診を通して行われた別の子育て調査によると、急用や大事な用があるとき子どもを預かってくれる先として、自分の母49.7%、友人5.6%、保育所15.1%であった。調査対象や地域特性の違いから、これらを単純に比較することはできないが、子育てサークルに参加しているメンバーの方が、いざというとき友人・知人を頼りにする傾向があることは明白であろう。子育てサークルの隆盛によって、孤立した育児、密室育児は、育児の社会化へと大きく舵を切ったことを意味している。

しかし、ここで一つ指摘しておかなければならない。それは、子育てサークルのメンバーのほとんどすべてが女性であり

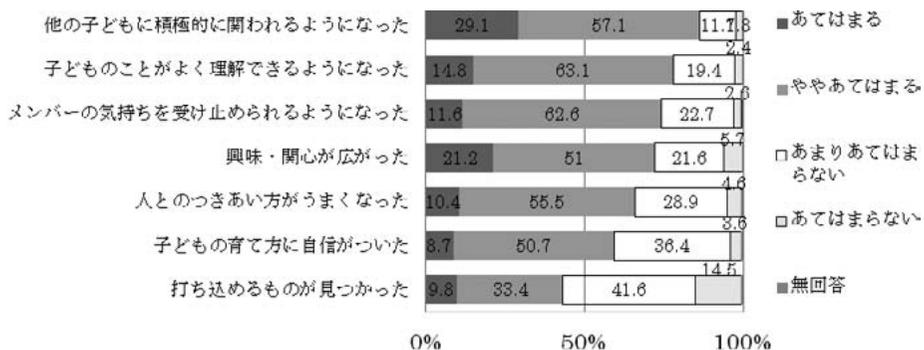


図2 サークル加入による自分自身の変化

子育てサークル研究会 2001「子育てサークル活動に関する調査報告書」国立女性教育会館より一部抜粋

(99.7%)、配偶者がおり(99.2%)、専業主婦である(86.2%)ということである。つまり、育児の社会化が進む側面がみられるとはいえ、あくまでも、従前の性別役割分業体制を前提としたものであり、家庭内のジェンダー役割が地域中でのジェンダー役割にとって代わっただけで、その構造自体は、なんら変化していないともいえる。

5. 「イクメン」は増加している？

これまで、我が国における男性の育児参加は、非常に少ないとされてきた。「平成23年版子ども・子育て白書」によると、6歳未満の子どもをもつ夫の育児時間は、1日平均約30分程度しかなく、欧米諸国と比較して半分程度となっている。

しかし一方で、近年、育児にもっと関わりたいという男性が増加しているともいわれている。子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性を「イクメン」と呼び、マスコミでも多く取り上げられるようになった。2010年には、社会全体で、男性がもっと積極的に育児に関わることができると期待する一大ムーブメントを巻き起こすべく、厚生労働省が「イクメン・プロジェクト」を推進し始めている。果たして、父親の育児参加は、本当に増加傾向にあるのだろうか。

全国家族調査の3つのデータ(NFRJ98、03、08)を分析した松田によれば、イクメンが話題になっているものの、父親が子どもの世話をする頻度と子どもと遊ぶ頻度は、いずれも増えておらず、むしろ減った可能性もあると指摘する。

具体的に見てみよう。父親の「世話」の回数について「ほぼ毎日」は、NFRJ98では

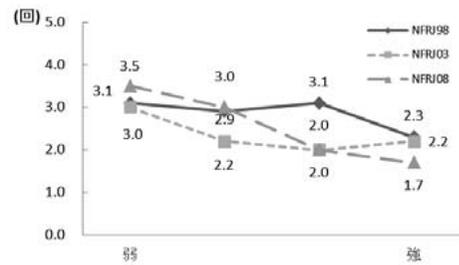


図3 父親の性別役割分業意識と育児参加(世話)

松田茂樹 2011「NFRJからみた父親の育児参加の変容」福田巨孝編『第3回家族についての全国調査(NFRJ08)第2次報告書3「家族形成と育児」』日本家族社会学会全国家族調査委員会 pp.95-104

26.1%、NFRJ03では16.9%、NFRJ08では15.9%と減少傾向にある。反対に、「ほとんど行わない」は、15.2%、26.2%、19.7%と推移している。つまり「ほぼ毎日」が減少し、「ほとんど行わない」が増加傾向を示している。

遊びについても、「ほぼ毎日」は29.3%(NFRJ03)から23.4%(NFRJ08)に減少し、「1週間に2~3回」は29.3%(NFRJ03)から37.7%(NFRJ08)に増加している。世話同様、子どもと遊ぶことも週末に行う父親が増えたとみられている。

さらに松田は、父親の育児参加を規定する要因について、父親の労働時間、母親の就労形態、性別役割分業意識をあげている。つまり、父親の労働時間が長いほど、「世話」や「遊び」を行う頻度が低くなり、母親の就労形態が正社員の方が、それらの頻度は高くなっている。また性別役割分業意識の弱い父親は、子どもを世話する傾向が高まっているが、性別役割分業意識が強い父親はその頻度が低下している。その傾向は近年ほど顕著で、過去10年における比較から、NFRJ08で性別役割分業意識の弱い父親はもっとも「世話」をする頻度が高く、性別

役割分業意識の強い父親は、もっとも「世話」をしない傾向にある。意識的に革新的な父親が子どもの世話をするようになったことに加え、保守的な父親がさらに育児をしなくなったことが背景にあるものと思われる。厳しい労働環境を背景に、共働きを家族戦略とする家庭では夫婦のジェンダー役割の変容を伴うが、性別役割分業体制を固持したままの家庭では、父親の長時間労働を押し進め、育児参加をさらに縮小させていることがうかがえる。

6. 「ケア」を仕事に：男性保育士の登場

近年、子どもをケアする保育士の仕事に、男性の参入が多くみられるようになった。現在の「保育士」という資格名称は、以前は「保母」とされ、法律上、児童の保育に従事する“女子”に限られたものであった。そのため、児童の保育に従事する男性には正式な職名がなく、男性従事者は自らの職業を名乗ることができないという状況であったという。

1999年「保母」から「保育士」へと名称変更が行われたことにより、男性保育士も増加傾向をみせるようになった。国勢調査によると1990年から2000年にかけて、男性保育士数は約3倍となり、2005年には約9,200人となっている。しかし男性の占める割合は保育士全体の3%程度であり、今なお女性保育士が圧倒的多数を占めている。

我が国における保育の歴史は、まさに女性の保育の歴史である。男性保育者の先達が存在したとはいえ、彼らのほとんどは設置者か管理職であった。男性保育者の進出を阻んできた原因として、第一に、我が国

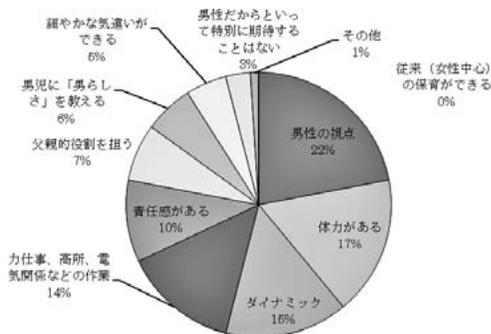


図4 女性保育士が男性保育士に期待する保育

中村涼 2010「男性保育士に対する女性保育士の意識と性別役割観との関連」より抜粋

では伝統的家父長制度が強固であったため、保育における男性の役割は認められず、保育者即母性という認識であったこと、第二に、保育が「子守りの代用」などと表現されていたように、保育者の社会的地位の低さから、女性の職場として、重労働、低賃金を強いられてきたことなどが指摘されている。現在、男性の勤続年数は平均7.1年で、女性の8.5年よりも短くなっているが、これは、様々な困難から男性保育士の継続就労が難しいことを意味している。

7. 男性保育士への期待と現実

従来女性の職域とされてきた保育職に男性が参入することによって、ジェンダー変革がすぐさま促進されるかということ、そうともいえない。

中村によれば、「一般的に保育現場に男性保育士は必要」と考える女性保育士は95.1%にもものぼるが、男性保育士に期待する保育は、「男性ならでは」の保育が多いという。女性保育士は「男女がともに保育すること」を理想としながらも、個人の中

に深く根ざす性別役割分業観から、現実には、男性保育士に対して男性ならではの視点や体力、力仕事などのいわゆる男性的特性を期待してしまいがちであることが明白になった。

また、以下のように、同じ保育所内で性別による待遇差が生じることもある。

「こう言ういい方は差別的かもしれないけど、男性がきた以上、将来的にも考えてあげなくちゃいけないから躊躇するところもある。男性がたくさんいるべきだと思うけど将来的に給与的読みができない。女性の場合、民間は先生の任期が短い。退職までいる先生はいないから」
 (中田(2002)より引用：民間保育園園長 男性 42歳 園に男性1名)

そもそも、我が国の保育職は「女性の仕事」という認識からスタートしている。同時に女性は、結婚後、家庭に入ることが期待されており、職業はそれまでの腰かけでよいとされてきた面がある。十分な職業意識が育たなくても、また保育者個人に十分に専門性が蓄積されなくても、特に問題にはされなかったといえよう。男性の参入によって、今まで表面化してこなかった保育職の短命さ、専門性蓄積の難しさが浮き彫りになっている。

8. 男性保育士が父親の育児を変える？

しかし男性保育士の参入は、より積極的に取り組むべき課題でもある。これまで欧州で議論されてきた男性保育士の参入の理由を紹介しよう。

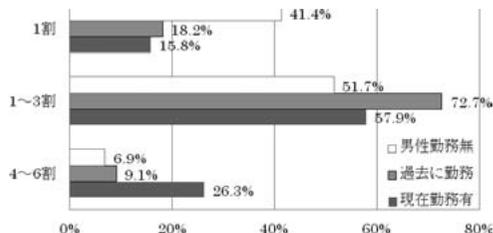


図5 男性保育士の勤務状況と男性送迎

中田他 2004「奈良県保育所における男性保育士の実態と課題」より作成

一つ目の理由は、子どもたちの発達の観点からの指摘である。ジェンダーに中立的でありながら個人としては自らの固有の性に誇りを持つ男女保育者との関わりを通して、子どもたちは、男女は本質的に平等であり、自分たちは性による区別なしに平等に扱われる存在であることを学習することになる。性別役割分業観に支配されない新しいジェンダー像を持つためにも、両性の保育者は必要であるというものである。この点に関して、我が国では、ジェンダーに敏感で、かつ中立的に専門的仕事を遂行できる保育士の養成が急務となる。保育の中の隠れたカリキュラムを洗い出す作業や、我が国の学校教育をはじめ保育士養成教育などにおけるジェンダー教育をより充実させ、徹底させていくことが求められることになる。

二つ目の理由は、父性との関係である。一つは代替父性という役割であり、もう一つは父親の育児参加への援助という役割である。この二つの役割は、男性保育士に課せられた極めて重要で今日的役割であるとされる。

代替父性については、我が国においても、近年ひとり親家庭の増加が指摘されている。家庭によっては、モデルとなる男性像に欠

ける場合や、絶えず“父親”が入れ替わっている家庭もあるだろう。欧州の議論でも、子どもたちは、安定した、ポジティブに評価できる男性像に、強烈なニーズを持っていると指摘されている。つまり、男性保育者の存在は、多くのひとり親家庭やポジティブな男性モデルを持つことが困難な家庭で育つ子どもにとって、特に重要な役割を果たすことになる。

また、父親の育児参加に男性保育者が貢献しているという指摘もある。中田他によれば、男性保育士が勤務していない保育所では、父親、祖父などの「男性送迎率」の割合が非常に少ないが、男性保育士が勤務している保育所では、「男性送迎率」が多くなるという。さらに現在男性保育士が勤務してなくても、過去に男性保育士が勤務していた保育所では、「男性送迎率」は高くなる傾向にあった。つまり、保育所内に女性保育士と同様に従事する男性保育士の存在が、地域の男性たちの意識を変容させ、「育児は女の仕事」という構図を少しずつ変化させているのである。

しかし、中田も指摘するように、男性保育士の存在が、父親の育児参加や子育て環境を変える可能性を秘めていることについて、十分に認識され、評価されているとは言い難い。これまでのジェンダー観から、女性に比して男性は、子育て環境にそれほど影響力がないと考えられていることが要因であろう。

家庭や企業からの取り組みだけでなく、女性の役割とされてきた職業としてのケア領域に、男性の参入を積極的に推進していくことによって、社会全体のジェンダー構造が変化することも考えられる。男性がケ

ア領域に進出することによって、私たちの生活のどこが変化し、どのような効果が見られるのか、丁寧に検証していくこと、そしてそれらを積極的に発信していくことが求められているのである。

9. 大衆長寿社会の介護

ここからは高齢者とケアについて考える。高齢期は乳幼児期、子ども期と並んで、他者のケアを必要とする可能性の高い、人生の時期である。子どもが成長して自立へと向かっていくのと反対に、老いに向かうことは、多くの場合、「何かができる」という意味での力を喪失し、他者への依存の程度が高まる経験である。

日本の高齢者（65歳以上）人口割合をほぼ20年刻みにみると、1955年5.3%、1975年7.9%、1995年14.6%、2016年には27.3%である。（国立社会保障・人口問題研究所 2017、厚生労働省、2017）高齢化のスピードは欧米諸国に比べて早いですが、韓国、中国、シンガポールなどのアジア諸国は日本より少し遅く、さらに急激な高齢化の道をたどることが予測されており、急激な高齢化の坂道を最初に上っている社会として、日本の経験は世界的に注目される位置にある。2015年の平均寿命は女性87.05年、男性80.79年で世界でもトップレベルである。（国立社会保障・人口問題研究所、2017）

65歳時の平均余命をみると、1955年女性14.13年、男性11.82年、1975年女性16.56年、男性13.72年、1995年女性20.94年、男性16.48年、2015年女性24.31年、男性19.46年である。人口高齢化を高齢者人口と現役世代（15～64歳）の比率で見ると、1955年

には1人の高齢者に対して11.5人の現役世代がいたが、1975年には8.6人、1995年には4.8人、2015年には2.3人であり、さらに2025年には1.9人と「2人で1人」も下回ることで予測されている。(厚生労働省、2017) 高齢期を迎えることが当たり前になり、多くの人が長くなった高齢期を生きる「大衆長寿時代」であるとともに、誰もが高齢者を支える存在になりうる時代に、わたし達は生きているのである。

日本の第二波フェミニズムのなかで、「若い」のテーマは「女性問題」として捉えられ、高齢者観の捉え直しや介護をめぐる社会の仕組みへの提案として、継続的に取り組まれてきた。樋口恵子が代表をつとめた「高齢化社会をよくする女性の会」が発足されたのは1983年であった。欧米に遅れて、しかし当時の世界社会の中で例をみない急激なスピードですすむ人口高齢化のなかで、「嫁」として「妻」として、さらに「娘」として家族の介護に直面しつつ、自らも「若い」に向かっていく中高年女性の支持を得て、高齢期のケアにかかわるフェミニズムの議論と主張は粘り強く続けられ、介護保険法(2000年施行)実現に結びついた。

10. 誰が、誰を介護しているか

現代の日本社会では、高齢期にあつて介護が必要な人はどのような人で、誰によって介護されているのだろうか。2015年度「介護保険の概況」によると、2016年3月末時点で65歳以上の第1号被保険者数は33816千人であり、介護保険導入年の22422千人から1000万人以上増加している。そのうち75歳以上の「後期高齢者」の割合は48.4%、

2000年時点の41.2%と比べ、増加がみられる。

要介護(要支援)認定者のうち65歳以上の第1号被保険者は、2016年3月末現在で607万人、うち男性185万人、女性422万人である。そのうち「前期高齢者」(65~74歳)「後期高齢者」(75歳以上)の占める割合はそれぞれ、12.5%、87.5%である。要介護(要支援)、年齢層別に女性割合をみると、「前期高齢者」では「要支援」のうち女性の占める割合は60.2%、「要介護1~2」の女性割合は48.1%、「要介護3~5」の女性割合は46.5%、「後期高齢者」では「要支援」の女性割合は73.5%、「要介護1~2」の女性割合は69.9%、「要介護3~5」の女性割合は73.5%である。認定を受けた高齢者には女性が多く、75歳以上の人が多い。さらに75歳未満の人では性別による違いはさほどなく、75歳以上の人では認定レベルを問わず女性割合が7割前後と高くなるのがわかる。

2016年度国民生活基礎調査によると、要介護者等からみた主な介護者の続柄は、58.7%が同居の家族・親族である。1位が配偶者、2位が子どもである。介護保険が施行されて間もない2001年と比べると、変化が読み取れるのは「子の配偶者」の減少(22.5%→9.7%)と、「事業者」の増加(9.3%→13.0%)である。(図6)

「同居」の主な介護者を年齢別に見ると、男女ともに60歳以上が約7割で、老々介護が主流である。(図7)「同居」介護者の性別は女性66.0%、男性34.0%。(2016年 2001年は女性76.4%、男性23.6%)である。「要介護」の人も約7割が女性、「同居」介護する人もまた7割弱が女性なのである。「介護問題は女性問題」の構図は現在も基本的に

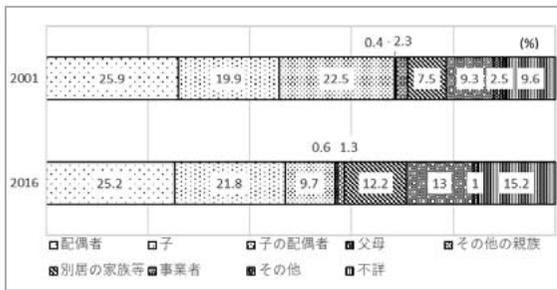


図6 「主な介護者（同居）」の続柄

(厚生労働省 国民生活基礎調査 結果の概要 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html> 2018年3月3日最終閲覧)

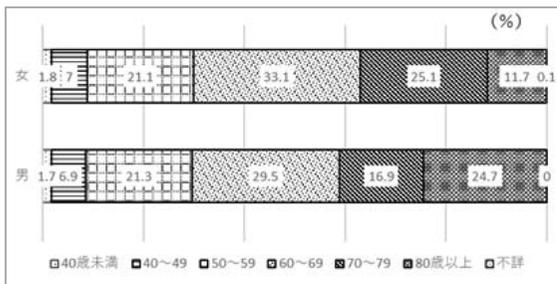


図7 「主な介護者（同居）」の年齢 (2016年)

(出所：図6に同じ)

は存在している、とみることができよう。

介護をめぐる人びとの考え方は、どうだろうか。高齢者扶養をめぐる家族・ジェンダー関係について、大和は世論調査に基づいて日本における高齢者扶養意識の大きなトレンドを整理している。大和によれば、老後の経済的扶養責任については1960年代には「子ども・家族」に頼るとする人が多数派であったが、1980年代以降には「国・社会」「自分たち夫婦」が多数派に転じている。他方、介護については、男性は「配偶者」に頼むとする人が1990年代以降も一貫して圧倒的に多数派である。女性については「嫁」から「娘」への移行はみられるが、「家族・親族」が中心であり、「専門家」は2000年の時点でも3割程度にとどまる。(大和、2008)

公的年金制度の導入によって高齢者の経済的扶養は社会的な事柄に位置づけられたが、介護については「家族・親族」だのみ、ジェンダーに注目すると男性は「妻だのみ」、女性は「娘だのみ」というジェンダー構図が、21世紀まで持ちこされてきたことがわかる。

11. 介護する／される関係とジェンダー

(1) ケアリング関係とジェンダー

子育てと同様、介護というケア領域もジェンダー化されているが、子どもに対するケアが近代家族の付置関係のなかで「母」という存在に責任が集中してきたのに対し、介護をめぐる関係と規範は、女-男の軸と、家族・親族関係における立場の軸双方の影響を受けるため、より複雑である。

笹谷は、介護者と被介護者の関係を「ケアリング関係」と表現し、性と世代によって①娘→母ケアリング、②妻→夫ケアリング、③嫁→義母ケアリング、④夫→妻ケアリングの四類型が析出される、とする。1998年という、介護保険前夜の時期に行われた調査ではあるが、ケアの受け手と与え手、双方の関係に注目した先駆的調査の知見と考察は貴重である。笹谷の同論文によれば、これらの四類型の、介護を「引き受けた理由」の主なものとして、どの類型においても「自分しか介護者がいない」という理由が共通してあげられている。「愛情」という理由があがるのは、①娘-母ケアリング、②妻-夫ケアリング、④夫-妻ケアリングである。③嫁-義母ケアリングでは「長男の嫁としてのつとめ」「家族だから当たり前」「女だから引き受けざるをえない」

という、「家」規範と女役割が重なったところでの規範的な理由があげられる。これら4類型のなかで男性がケアラーである④では、「自分しかいない」「愛情」に加えて「配偶者としての責任」が主な理由としてあがる。

笹谷はさらにケアリングを、介護を引き受けるにいたる過程から、看取りを終えて介護者が介護生活の年月を評価するまでのプロセスととらえる。四類型のうち、最も「望まれない-望まぬ」関係を多く含むのは、③嫁→義母ケアリング、とされている。この類型はケアリング関係が親族関係に規定され、孤独で24時間の重介護が強いられる、という。①娘→母ケアリングの情緒関係は近代家族の延長にあり、被介護者のよりよい介護状況の維持に心を砕き、それゆえに家族・自宅介護の強制に批判的である、とされる。②妻→夫ケアリングは、夫が「家族介護・自宅介護」規範が強いため妻に負担がかかるが、手のかかる子どもが増えたという感覚で母性的介護をする、とされる。④夫→妻ケアリングは「家族介護」「自宅介護」の考えが最も強く、「家族の責任」から介護を引き受けるが、他者のためにケアするより、自分の気持ちを満足させるためにケアをし、妻としては夫の配慮や気配りに不安・不満が残る。(笹谷、2008)

ケアされる人／する人の性別と立場によってケアリング関係は異なること、性別と立場によって表れ方は異なるものの、介護をめぐる関係は日本社会のジェンダーのあり方を反映したものであることがわかる。

(2) 男性と介護

笹谷の調査が行われた時期から約20年になる。この間の介護をめぐる変化として、

事業者による介護の増加、「子の配偶者（多くは「嫁」）」による介護の減少、男性による介護の増加がある。現代的な介護をめぐる状況として、特に男性による介護に焦点をあてて、その課題を考えたい。

「イクメン」に続き「ケアメン」という言葉が、2010年代以降、家族を介護する男性、または介護を仕事にする男性を指す言葉として使われるようになってきている。介護をする男性が増えたことは、ケアをめぐるジェンダーの構図を変えたのだろうか。

1990年代から2000年代にかけての「高齢者虐待」調査における、虐待者性別・続柄の変化に注目した春日の研究は、この間の高齢者-家族関係の変化を端的に示すものである。春日による諸調査の整理によると、「高齢者虐待」に関する調査にみる「虐待者性別」は1990年代の調査は女性が多く60～70%を占めていたが、2005年以降に実施された調査では男性の割合が女性を上回る。「虐待者続柄」は1990年代の調査では「嫁」が第一位であるが、2000年代の調査では「息子」が第一位になる。

この変化の背景として春日は、未婚化の進展、公的介護保険開始に伴い「世話の放棄・放任」に陥らざるを得なかった家族介護者（とりわけ息子の妻）の多くが介護サービスの利用によってその状況から抜け出せるようになったことを指摘する。春日はさらに、男性が既婚者であっても「自分の親は自分で」世話をすべきという意識の浸透、異世代別居慣行の一般化、女性が自分の実家との結合を強化する親族関係の変化をあげ、それらの社会変化、家族変化要因があいまって、実子（息子）虐待加害者が増大した、と考察する。(春日、2008)

自分自身がケアする存在になる機会をもち、長きにわたって親のケアを受けたシングル男性がいきなり介護者になる経験、家族を形成しても子育てのケア役割は妻に多くを任せ、親の高齢期に直面して介護者になる男性の経験が、現代的なケアリング関係として生起してきているのである。

松井（2014）は、現代的な状況の中での男性介護者の「男性ゆえの困難」を、セルフ／ヘルプグループに集う夫・息子介護者へのインタビュー調査を通して抽出している。シングルの息子介護者9人を含む19人の夫・息子たちの語りの中から、松井は四つの「男性ゆえの困難」があるとする。一つは、「仕事と介護の両立困難」である。自分以外に介護を担う家族メンバーがいない脆弱な介護体制にあっても、男性的な働き方が期待されるため、介護と仕事の両立が困難を極めること、しかし彼らは「稼ぎ手役割」を社会的地位とアイデンティティの中核として手放そうとしないため、二つの役割の間でディレンマに陥いることが指摘されている。二つ目は、家事役割遂行の困難である。この困難は、「男性介護者としての自分」に対して他者から好奇のまなざしが向けられていると感じて負担感を募らせること、家事・介護の実質的な経験不足のために「稼ぎ手役割」としてのアイデンティティも男性介護者としてのアイデンティティも得られない、「アイデンティティの揺らぎ」を経験すること、があげられている。三つ目は、身体接触をとまなう介護の困難である。息子介護の場合は母親の「下の世話」に自分が抵抗を感じるという困難であるのに対し、夫の場合は妻から抵抗され介護ができないという困難が指摘されている。

第四に、介護の「仕事化」とそれに伴う困難である。介護を「特別な仕事」と位置づけることは夫介護者について指摘されていたが、息子介護者についても同様の傾向がみられたという。さらに家族介護の「無限定性」が男性自身のアイデンティティ欲求と結びつくことでより「完璧な介護」を志向させ、脆弱な介護体制にあっても介護を「囲い込む」傾向が指摘されている。（松井、2014）

男性の介護領域への参入は、育児のように「かかわりたい」という意思というよりは、むしろ「のっぴきならない」状態で生じている。そこでは、「男性ジェンダー」の問い直しは起こりにくく、従来の「男性ジェンダー」はそのままだに、仕事－介護関係、家事、身体性とセクシュアリティなど、生活諸領域における「軋み」をみせていると、いえるのではないだろうか。

12. ケアされる／することの捉え直し

(1) 「毎日がアルツハイマー」から

誰もが介護者になりうる時代にあって、「家」的關係と近代家族的関係双方に埋めこまれた従来型のジェンダーのあり方を問い直し、新しい関係の可能性を模索することは、現代の重要課題である。

「毎日がアルツハイマー」という映画は、そのためのヒントを与えてくれる。この映画は、映画監督の関口祐香さんが、アルツハイマー型認知症の自分の母親の日常生活を、自分自身との関係も含めて撮影したドキュメンタリーである。長年離れて暮らしていた母親の認知症に直面して、関口さんはオーストラリアから日本に戻り、母親と

暮らし始める。若い頃は家族で一番几帳面だった母の生活が、家の中はぐちゃぐちゃ、風呂に入らない、昼夜逆転、トイレに新聞を流す、など、崩壊してくる。しかし、孫と天真爛漫に笑いあう笑顔や、家族やケアマネージャーへのユーモラスな反応は、しっかり者だった頃に抑圧されていたものが伸びやかに表現されているかのように魅力的だ。関口さんは、時々キレながらも、変わっていく親を受け入れようとし、母親個人を尊重する介護のあり方を学ぼうと、日本の認知症医療の専門家に出会い、さらにはイギリスの認知症介護の現場に出かけ、「その人らしさ」を尊重する person-centered care を学ぶ。

この映画は You Tube に公開された日常生活の動画をもとに作成されたものである。認知症とともに生きる人と、その家族の日常生活が、ケア役割を担う存在である関口さん自身も含め、あるがままに、たんたと映し出される。この映像が力をもつのは、「古い」の現実が当事者とそれを支える人々にとってどのようなものなのか、先入観やステレオタイプを排して「あるがまま」に映し出されることで、「老いること」「老いを支えること」の捉え直しがなされていることである。お母さんへのケアが、関口さん、関口さんの妹家族、離れて住む関口さんの息子、ケアの専門家など、一人のケアラーが抱えるのではなく、多くの人間関係に支えられており、それぞれの人が持ち味を活かして、ケアされる高齢者本人とつきあう形がとられているのも、参考になる点である。

(2) ケアされる人の声

これからの介護のあり方を考えるヒントとして、ケアされる側からの発信と、それに耳をすませる、近年のケアをめぐる議論をみよう。介護について圧倒的に多く語られてきたのは、ケアする側からみた介護の現実であったことを思えば、画期的な動きである。以下は、認知症の人の声、認知症とともに生きる人の気づきを、特徴的な声として永田がまとめているメッセージの「柱だて」である。(永田、2008、pp. 176-190)

- (1) 私はわたし ①私を見失わないで ②私をよく見て、聴いて ③心を聴いて ④私に説明して ⑤私に訊いて、決めさせて
- (2) 脅かさなくて ①騒音を減らして ②ゆっくり ③自分のペースで ④自由にさせて ⑤閉じ込めないで ⑥こじんまりと ⑦なじみを大事に
- (3) わたしなりの楽しみ、よろこびを
- (4) 力を活かして ①働きたい、役立ちたい ②暮らしの中のできることに、わかることの底力—安心、喜び、自信 ③認知症になったからこそその力の発揮 ④五感で安らぎや豊かさを

ここに記されている願いは特別なものではなく、人として多くの人が願う「個としての願い」である。逆に言えば認知症という経験は、その人のもっている力以上に、自己決定を奪われる経験である、と言えるのではなかろうか。

13. これからのケアを考えるために

(1) ケアの権利論

子育てと介護の二つに焦点をあてて、ケアすること／されることの現状をみてきた。子育て、介護いずれにおいても「イクメン」「ケアメン」といった、男性のケア領域参入への称揚は、社会・文化現象としては起こっていても、「ケアは女性役割」とする性別役割分業秩序は基本的に維持されている。「ケア」の社会的に分ちあいについては、第二波フェミニズム以降の問い直しとその制度化の中で一定の進展はみられる。とはいっても、子育てネットワークが「女のネットワーク」に留まっていること、介護保険施行後、介護サービスの利用は広がったが、家族介護者の中心を女性が占め、介護サービスをマネージする「ケア」の多くを家族の女性が担っていること、男性の介護が「男性ジェンダー」の表出として行われるために外部サービスを抑制する傾向がみられることなどの現象にみるように、ケアとジェンダーの基本構図は根本的には変わっていない。

他方、これまでのケアの構図では社会の維持が困難になっていることも、指摘されている。雇用流動化による非正規労働の増加は晩婚化・未婚化を促進し、「結婚・子育てまで行きつかない人々」を構造的に生み出すと同時に、社会全体の中で「子育て期にある人」と「子ども」の占める割合を小さくしている。高齢期のケアについては、雇用流動化のために年金制度の恩恵を受ける層が減少していること、未婚化、離婚増加の影響で、高齢期に家族によるケアが期

待できない層が拡大していることなど、「家族だのみ」「女性だのみ」の構図は構造的にほころびをみせている。

そのような時代の、ケアされケアする経験のあり方や、それを支える仕組みを考えるために、やや抽象的ではあるが、上野による「当事者主権」の考えにたった「ケアの人権論的アプローチ」は、新しい時代のケアを構築するための考え方の補助線として、助けになるものである。

上野はケアに関する4つの権利として、①ケアする権利、②ケアされる権利、③ケアすることを強制されない権利、④ケアされることを強制されない権利、をたてる。この4権利論を、ケアをめぐる人々の経験に照らし合わせて考えたとき、ケアする側には「強制されない権利」と同時に「ケアする権利」を、ケアされる側には「ケアされる権利」と同時に「ケアされることを強制されない権利」を置いた点が、重要だと思われる。望まないケアを強制されないことだけでなく、人生のなかで「ケアすること」を選ぶとき、選択肢が存在する状況で、安定した経済的・社会的基盤のもとで、生活が「ケアすること」一色にならないようなあり方で、ケアを一人で抱え込むのではなく、誰かと、また社会的に分ち合う条件があること。「ケアされる」側にたったとき、「弱者」として意思決定を奪われ、「沈黙した存在」にさせられることなく、「ケア」のやり方や仕組みについて、意思表示ができ、それが尊重されること。ケアをめぐる権利として常識的に想像される「ケアを受ける権利」「ケアを強制されない権利」だけでなく、それと対立する権利をおき、ケアを受ける側／ケアをする側双方にとってこれら

の権利が保障される権利論は、今日の「ケア」論の、ひとつの到達点といえるだろう。

(2) 「依存とケア」論

もう一つの補助線として、ケアと依存にかかわる、近年のフェミニズム法学、哲学の考え方を紹介しよう。

アメリカの法学者であるマーサ・ファインマンは、国の政治と法で保護し援助しなければならない親密な間柄を「母子」とすることを主張する。ここでの「母子」はメタファー（暗喩）であり、ケアを必要とする依存状態の人（子）と、その人のケアを担う人（母）のことである。ファインマンは「依存」には、幼年者、多くの高齢者、障害者、病人のようにケアを必要とする状態を「必然的依存」、ケアの担い手がケアのために他からの支援に頼らざるをえない「二次的依存」の二つがあると考え。ケアを担う人は、その分、有償労働をすることができず、さらに他者に経済的、社会的に依存する状態が生じる。その依存がかなわなければ、「母子」対ともに貧困状態に陥り、生存が危うくなることもある。ファインマンは、これまで家族法が保護してきた「性的対」を保護の単位とすることはやめ、「母子」（依存者とそのケアを担う人）を国家による保護、援助の対象となる単位とすることを提案する。このような考え方にたってファインマンは、性的カテゴリーとしての婚姻を廃止することを提案する。（ファインマン、2003、2009）

アメリカの哲学者であるエヴァ・フェダー・キティはフェミニスト倫理学の立場から、依存とケアについて考えている。キティは、自律的で自立した主体が、同様に

自律的で自立した主体との相互行為をすることを前提とした「正義に基づく倫理」に疑問を呈し、「ケアの倫理」を提唱する。「ケアの倫理」の核心をあらわす象徴的な表現は「みな誰かお母さんの子ども」というものである。人間はつねに関係性の網の網の中にあり、つねに依存と相互依存の関係を結んでいる。人間には長期間にわたり、他者に依存する時期や状態－乳幼児期、病気、障害、老衰－がある。そのような状態にある「依存者」が誰かによってケアされることがなければ、人間の生活を維持することはできない。依存者をケアする人もまた、その人のニーズを満たすために、誰か別の人によって注意を払われ、支援を受ける必要がある。ケア提供者に配慮する道徳的義務を社会全体が負っており、ケア提供者をケアすることは社会的責任である。以上が「ケアの倫理」論のおおまかな論旨である。

ファインマンとキティの仕事は、分野の違いはあるが、自立した大人の人間と、そのような人同士の結合や関係を社会構成の基本にするのではなく、「依存者」とケアする人を基礎においた社会の再構築を提案する点で、共通している。これらの「依存とケア」についての考え方は、日本社会の「ケアとジェンダー」をめぐる行きづまり状態を抜け出るために、大きなヒントを与えてくれる。ひとり親が子育てをしながら「ふつうに」充実した生活を送り、子どものニーズも十分に満たされる状態をいかにつくることができるか。単身で親の介護をしている息子・娘が、仕事を辞めることなく、ケアを囲い込むこともなく、親の生活も介護者の生活も充実させるにはどうしたらよいか。このような問いが、個人の、あるいは

身近な人間関係の中での課題であるだけでなく、公的、社会的な課題として取りままれるべきことだ、という認識を与えてくれるからである。

ケアの権利論、「依存とケア」論の投げかけに応え、具体的な生活や政策現場の実情の中で解を創り出す作業は、21世紀中盤に向かうフェミニズムの重要課題であり、同時に、ケアに日常的にかかわる人びとの生活の営みを持ち寄り、言語化し、認識をつくり出す、社会教育に求められる仕事でもあろう。

注

- 1) 本章は1～8を中谷、「はじめに」および9以降を山根が執筆した。

参考文献・DVD

- 上野千鶴子, 2011『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』太田出版。
- 尾木まり他, 2009「一時預かり事業のあり方に関する調査研究平成20年度総括研究報告書・平成19～20年度総合研究報告書」p. 161。
- 介護保険事業報告の概況。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/84-1.html>
- 春日キスヨ, 2008「高齢者虐待と養護者支援—増大し続ける実子（とりわけ単身子）虐待加害者問題を中心として—」上野千鶴子他編『ケア その思想と実践4 家族のケア・家族へのケア』岩波書店。
- 川崎誠二, 1973「男性保育者からの提言」『幼児の教育』72(12), pp. 41-45。
- キティ, E.F., 岡野八代・牟田和恵監訳, 2010『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社。
- キティ, E.F., 岡野八代・牟田和恵, 2011『ケアの倫理からはじめる正義論—支えあう平等』白澤社発行・現代書館発売。
- 木下比呂美, 1998「なぜ、男性保育者は必要か?」『保育情報』(260), pp. 21-25。
- 木下比呂美, 1997「男性保育者と子どもの発達」『保育情報』(246), pp. 31-38。
- 厚生省, 1998『厚生白書』p. 170。
- 厚生労働省, 2011「平成23年賃金構造基本統計調査（全国）」。
- 厚生労働省, 2017『高齢社会白書』。
<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/zenbun/pdf/>
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2017「人口統計資料集」。
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/>
- 子育てサークル研究会, 2001「子育てサークル活動に関する調査報告書」国立女性教育会館。
- 佐々木保行, 1996「母親の子育てと育児疲労の心理」『現代のエスプリ』(342), pp. 98-106。
- 笹谷春美, 2008「女が家族介護を引き受けるとき—ジェンダーとライフコースのポリティックス—」『ケア その思想と実践4 家族のケア・家族へのケア』岩波書店, pp. 55-74。
- 関口祐加, 2012『毎日がアルツハイマー』パド・ウィメンズ・オフィス。
- 関口祐加監督作品, 2012『長編動画 毎日がアルツハイマー』(株)シグロ (DVD)。
- 関口祐加監督作品, 2014『長編動画 毎日がアルツハイマー2』(株)シグロ (DVD)。
- 総務省「国勢調査」平成2年～平成17年。
- 高橋重宏, 1987『母子心中の実態と家族関係の健康化』川島書店。
- 寺田恭子, 2005「子育て支援から子育てコミュニティ創生に向けての課題」『子ども社会研究』(11), pp. 61-74。
- 中田奈月, 2002「『男性保育者』の創出」『保育学研究』40(2), pp. 8-16。
- 中田奈月, 2004「男性保育者による『保育者』定義のシークエンス」『家族社会学研究』16(1), pp. 41-51。
- 中田奈月・前迫ゆり・智原江美他, 2004「奈良県保育所における男性保育士の実態と課題」『奈良佐保短期大学紀要』(12), pp. 51-61。
- 永田久美子, 2008「認知症とともに生きる人たちはどんなケアを求めているのか」『ケア その思想と実践3 ケアされること』岩波書店, pp. 173-192。
- 中谷奈津子, 2009「当事者であるお母さんたちのインフォーマルなネットワーク」牧里毎治他

- 編『児童福祉の地域ネットワーク』相川書房
pp. 17-31.
- 中村涼, 2010「男性保育士に対する女性保育士の意識と性役割観との関連」『日本教育心理学会総会発表論文集』(52), pp. 753.
- 原田正文, 1993『育児不安を超えて』朱鷺書房.
- 原田正文, 2006『子育ての変貌と次世代育成支援』名古屋大学出版会.
- ファインマン, M.A., 上野千鶴子監訳, 2003『家族、積みすぎた方舟 - ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房.
- ファインマン, M.A., 穂田信子・速水葉子訳, 2009『ケアの絆 - 自律神話を超えて』岩波書店.
- 松井由香, 2014「男性介護者の語りにみる『男性ゆえの困難』—セルフヘルプ・グループに集う夫・息子介護者の事例から—」『家族研究年報』no. 39, pp. 55-74.
- 松田茂樹, 2011「NFRJからみた父親の育児参加の変容」福田亘孝他編『第3回家族についての全国調査(NFRJ08)第2次報告書3「家族形成と育児』』日本家族社会学会全国家族調査委員会, pp. 95-104.
- 牧野カツコ, 1982「乳幼児をもつ母親の生活と〈育児不安〉」『家庭教育研究所紀要』(3), pp. 34-56.
- 大和礼子, 2008『生涯ケアラーの誕生』学文社.
- 山根真理, 2000「育児不安と家族の危機」清水新二編『家族問題』ミネルヴァ書房, pp. 21-40.